

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	6	2	利用児童の様子や活動の内容に合わせてレイアウトを変更して十分にスペースを確保できるよう心がけております。	利用児童一人当たりの広さは、法令基準を満たしています。活動に応じて席の配置を工夫して、よりよい環境づくりに努めてまいります。
	2	8		基準配置以上の配置であり、直接処遇職員はすべて有資格者を配置しております。	
	3	8		利用児童の特性に応じた視覚支援や発達に応じた環境設定に努めております。現在、車椅子の利用児童はいませんが、トイレに行く通路が狭く、玄関に段差があるため、安全面に留意しながら支援をおこなっております。	当事業所は、テナントであるために完全なバリアフリーにするのは難しいですが、支援が必要な児童には職員が安全に留意しながら支援をおこなっております。
	4	8		毎日サービス提供後に清掃を行っており、心地よく過ごせる環境になっているか。また、児童たちの活動に合わせた空間となっている。	
	5	8		部屋が3つに分かれているため、その日の利用児童の様子に合わせて個室を利用し、落ち着いた過ごせるよう配慮しております。	
業務改善	6	8		定期的にリフレクション会議をおこない、職員が意見を出し合う機会を設けております。会議の内容は議事録を作成し、情報共有に努めております。	
	7	8		アンケートのご意見やご要望に関しては、職員間で情報共有し、迅速に対応できるよう心がけております。	
	8	8		業務開始に合わせて、一日の流れや療育内容の確認を職員全員でおこなっております。また、月に1回リフレクション会議を実施し、業務内容や療育の質向上に向けて意見交換をおこなっております。	
	9	8		第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	8		職員の資質の向上を行うために、研修の機会や会社内で研修を開催する機会が確保されている。	
適切な支援の提供	11	8		適切に支援プログラムが作成、公表されている。	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	8		個々の児童に対してアセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	
	13	8		児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている。	
	14	8		児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われている。	
	15	8		児童の適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している。	
	16	8		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「本人支援」「家族支援」「移行支援」及び「地域支援」「地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	
	17	8		活動プログラムの立案をチームで行っている。	
	18	8		活動プログラムが固定化しないよう工夫している。	
	19	8		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われている。	
	20	8		支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている。	
	21	8		支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。	
	22	8		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	
	23	8		定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要を判断し、適切な見直しを行っている。	
	24	8		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その児童の状況をよく理解した者が参画している。	
	関係機関や保護者様との連携	25	8		地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている。
26		8		併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているが、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園等）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	
27		8		就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校（小学校）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	
28		8		地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っている。	
29		8		質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させている。	
30		8		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している。	
31		8		地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイザーや助言等を受けられる機会を設けている。	
32		8		保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他の児童と活動する機会がある。	
33		8		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達の状況や課題について共通理解を持っている。	
34		8		家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族の参加できる研修の機会や情報提供等を行っている。	
保護者様への説明責任等	35	8		定期的な保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	
	36	8		児童発達支援計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先考慮の観点から踏まえ、児童や家族の意向を確認する機会を設けている。	
	37	8		「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている。	
	38	8		運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	
	39	8		父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設ける等の支援をしているが、また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしている。	
	40	8		児童や保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	
	41	8		定期的な通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している。	
	42	8		個人情報の取扱いに十分留意している。	
	43	8		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	
	44	8		事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に関わった事業運営を図っている。	
	45	8		事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	
	46	8		業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている。	
	47	8		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している。	
	48	5	3	食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている。	
	非常時等の対応	49	8		安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じている等、安全管理が十分された中で支援が行われている。
50		8		児童の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づき取組内容について、家族等へ周知している。	
51		8		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた対策について検討している。	
52		8		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	
53		8		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、事前に決定し、児童や保護者様に事前に十分説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	

〇この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体でおこなった自己評価です。